

与那原町総合評価方式の運用（案）

令和元年9月13日策定

与那原町公共施設課

総合評価方式の運用（案）

目 次

1.1	総合評価方式の基本的事項.....	1
1.1.1	総合評価方式の概要及び種類	1
(1)	簡易型.....	1
(2)	用語の定義	1
(3)	申請書、確認資料、証明資料、追加資料について	1
(4)	証明資料を求めた場合の審査について	2
1.2	事後審査(自己評価)型について.....	3
1.3	総合評価方式における入札参加資格等について	3
1.3.1	入札参加資格要件	3
(1)	必須事項.....	3
(2)	選択事項.....	5
1.3.2	入札参加資格の提出資料等.....	5
1.4	評価項目及び評価基準	6
1.4.1	各方式の評価事項及び評価点（基本）	6
1.4.2	評価事項別評価細目	6
1.4.3	評価項目の設定及び評価基準等.....	7
(1)	各方式における評価事項について	7
1.4.4	「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項.....	7
(1)	① 同一工種の施工実績《簡易型》.....	8
(2)	② 同一工種の工事成績《簡易型》.....	9
(3)	③ 優良良建設業者表彰《簡易型》.....	11
(4)	④ 登録基幹技能者等の活用《簡易型》.....	12
(5)	⑤⑥⑦ 与那原町内での拠点の有無《簡易型》.....	13
(6)	⑧ 与那原町内での施工実績《簡易型》.....	14
(7)	⑨ 町内企業の下請活用《全型共通》.....	15
(8)	⑩ 地域支援活動の実績《簡易型》.....	16
(9)	⑪ 災害協定締結の有無《簡易型》.....	17
(10)	⑫ 地域内雇用の貢献度【選択】《簡易型》.....	17
(11)	⑬ 法人町民税の納付の有無【選択】《簡易型》.....	18
(12)	⑭ 配置予定技術者の資格・年数《簡易型》.....	18
(13)	⑮ 同一工種(又は同種工事)の施工経験《全型共通》.....	19
(14)	⑯ 優良技術者表彰《全型共通》.....	21
(15)	⑰ 継続教育(CPD)の状況《全型共通》.....	22
(16)	建設系 CPD 協議会一覧【参考】	25
1.4.5	「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項（技術提案を含む）	26
(1)	施工計画の評価について《簡易型》.....	26
(2)	工程管理に係わる技術的所見《簡易型》.....	26
(3)	施工上の課題に対する技術的所見《簡易型》.....	27

(4) 施工上配慮すべき事項《簡易型》.....	28
(5) 材料の品質管理に係わる技術的所見《簡易型》.....	29
2. 総合評価の方法.....	31
2.1 加算点及び技術評価点の算出	31
2.1.1 簡易型における技術評価点の算出.....	31
(1) 加算点は、下式により算出する。	31
(2) 技術評価点は、入札参加を認められた者に与えられる基礎点（100 点）に、加算点を加えたものである。	31
2.2 評価値の算出（落札者の決定）	31
3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）	33
3.1 履行の担保	33
(1) 企業の能力等に関すること	33
(2) 施工計画(工程管理)に関すること《簡易型》	33
(3) 施工計画に関すること《簡易型》	33
3.2 留意事項.....	34
(1) 受注者は、技術資料等(施工計画又は技術提案)の写しを主任監督員に提出するものとし、主任監督員はその技術資料等の履行について十分確認をとるものとする。	34
(2) 受注者との施工計画の打ち合せ時に、技術資料等の記載内容及び履行確認方法並びにペナルティー要件について十分調整・確認し、合意を図るものとする。	34
(3) 施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により、施工計画に影響が及ぼされる場合は、受発注者間で協議し定めるものとする。	34
4. 施工体制確認型総合評価方式	35
4.1 施工体制確認型総合評価方式とは.....	35
(1) 概要	35
(2) 審査及びヒアリングの実施について	35
4.2 評価内容について	35
(1) 施工体制評価項目、評価基準及び配点.....	35
(2) 技術提案（施工計画）の実施に係る確実性の評価（基礎点及び加算点の見直し） ..	36
4.3 審査の実施内容	36
(1) 審査方法及び追加資料について	36
4.4 提出を求める追加資料について	36
(1) 追加資料について	36
(2) 提出依頼及び期限	37
(3) 追加資料の提出に関する注意事項	37
4.5 評価について	37

4.6 その他	37
4.7 見直し加算点の算出及び基礎点の見直し	37
(1) 見直し加算点	37
(2) 技術評価点の算出	38
4.8 評価値の算出（落札者の決定）	38
5. 総合評価方式（事後審査）の流れ	39
6. 審査結果等のとりまとめ	40
(1) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第1回）	40
(2) 学識経験者意見聴取（第1回）	40
(3) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第2回）	40
(4) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第3回）	40
(5) 学識経験者意見聴取（必要に応じて）	40
7. 審査結果の公表について	40

1.1 総合評価方式の基本的事項

総合評価方式の適用に当たっては、当該工事の難易度(技術的な工夫の余地)や予定価格(工事規模)に応じて、次に掲げるいずれかの方式を選択する。

1.1.1 総合評価方式の概要及び種類

特別簡易型、簡易型、標準型(従来型)、高度技術提案型の 4 方式あるが、試行として簡易型方式を選択する。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画等において、工事内容の理解度、施工に当たっての工夫などの技術力を評価し、価格との総合評価を行う方式である。施工上の技術的課題について、発注者が示す仕様に基づく適切で確実な施工を行う能力を有しているか、工程表及び施工計画による技術提案により評価する方式である。

(2) 用語の定義

1) 年度等について

- a) 当該年度とは、公告日の属する年度とする。

2) 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体について

- a) 特定建設工事共同企業体は特定 JV、経常建設共同企業体は経常 JV という。
- b) 特定 JV 及び経常 JV における構成員とは、代表者及び代表者以外の構成員をいう。

3) 企業合併の取扱について

- a) 企業合併(吸収合併)の場合、合併により消滅する会社の施工実績は、全て吸収合併後存続している会社の実績として取扱うものとする。なお、当該会社の実績としての取り扱いは、建設工事入札参加資格承継の承認を受けた日以降とする。

4) 同一工種及び同種工事について

- a) 「工種」とは、建設業法第 2 条別表第 1 の上欄に掲げる各種建設工事(土木一式工事、建築一式工事等)のことであり、「同一工種」とは、発注工事と同一の工種を意味する。
- b) CORINS の登録内容確認書により同一工種の確認を行う場合は、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」の欄で確認する。
- c) トンネル、橋梁等の高い技術力を要すると思われる工事については、同一工種を「同種工事」に置き換える。なお、同種工事の設定については、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて(国土交通省平成 17 年 9 月)」の〔参考 5〕を参考にすること。

(3) 申請書、確認資料、証明資料、追加資料について

1) 申請書、確認資料及び証明資料について

- a) 申請書、確認資料及び証明資料(以下、申請書等)については以下のとおり。

申請書等	自己評価表 (別記様式 1)	自己評価表 (別記様式 1)
	申 請 書	入札参加資格確認申請書 (別記様式 1-1、1-2、1-3)

	確認資料	入札参加資格確認資料 (別記様式 2、3、3-1~2、4-1~5、5、6-1~3、7、8、9)
	証明資料	申請書及び確認資料の内容を証明する資料 (別記様式 10、10 付表、10-2) ※開札後、発注者が提出を求めた場合に提出。 (自己評価型の場合は、申請書及び確認資料も合せて提出。)

2) 追加資料について

- a) 追加資料における様式は以下のとおり。

追加資料	様式 1~17 及び添付資料 ※開札後、町長が提出を求めた場合に提出。
------	--

3) 提出について

- a) 提出期限を過ぎた後、申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は認めない。ただし、契約担当者が求めた場合又は総合評価で VE 提案の改善を求めた場合の VE 提案資料はその限りではない。
- b) 証明資料は申請書及び確認資料の内容を確認するものであり、申請書及び確認資料に対する原則全ての証明資料を提出すること。
- c) 申請書等及び追加資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- d) 申請書等及び追加資料は、入札参加資格、総合評価における評価及び施工体制の確認のため以外に使用しない。
- e) 提出された申請書等や追加資料は、返却しない。

4) 発注者における申請書等、追加資料の確認

- a) 提出された申請書及び確認資料の内容を、証明資料により確認する。
- b) 提出された証明資料で申請書等の内容確認を行い、内容が異なる場合は評価の下方修正のみを行う。内容の確認が出来ないものについては、書類不備として取扱う。

5) 書類不備等の場合

- a) 受理した書類に記載漏れや添付漏れがあった場合は入札参加資格無しとなり、入札を無効とする場合がある。また、関連する評価項目について評価対象としない、評価の下方修正とすることがある。
- b) 申請書等に虚偽の記載があった場合、「与那原町指名競争入札参加者の指名等に関する規程（以下「指名停止規定」という。）」に基づく指名停止を行うことがある。
- c) 証明資料により確認資料の内容が証明できない場合、評価の下方修正となる。

6) 申請する工事における重複する証明資料の省略について

- a) 証明資料は他様式と重複する場合でも添付を省略せず、様式毎に提出することを原則とする
- b) 別記様式 10 付表又は証明資料の提出が無い場合、書類不備として取扱う場合がある。

(4) 証明資料を求めた場合の審査について

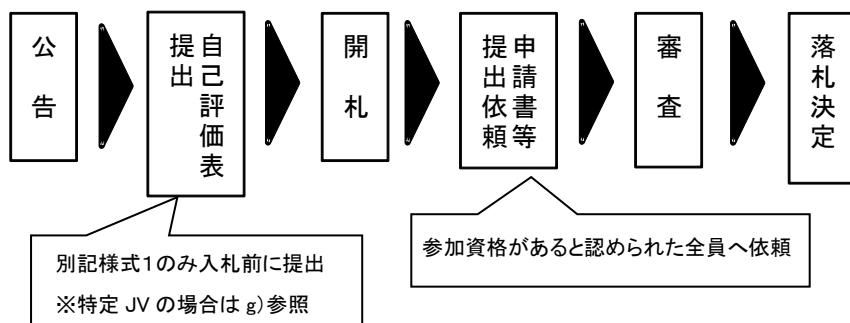
- a) 証明資料の提出を求めた者すべてについて、事後審査を行うこと。
- b) 所管課は、落札決定後速やかに事後審査の結果について、資格審査委員会へ報告すること。

- c) 施工計画を求めた場合、提案内容及び評価結果等を速やかに資格審査委員会へ報告すること。

1.2 事後審査(自己評価)型について

事務の効率化及び負担軽減のため、事後審査型において自己評価型を導入する。

- a) 対象工事は、「特別簡易型」及び「簡易型」において、発注する工事とする。
 b) 自己評価型の手続は、以下のとおり。



- c) 公告で入札参加資格とした項目については、申請書や確認資料に記載漏れ等の不備があつても、その他の資料等で内容確認できた場合は、入札参加資格を認める。
 d) 自己評価表に記載漏れがあった場合、その評価項目については、最低点に下方修正を行う。記載ミスの場合は、評価の下方修正のみを行う。
 e) 自己評価表を実際より高く評価して提出しても、証明資料等提出後に行う審査において下方修正を行い、得点順位が入れ替わった場合は、次順位の者が落札者となる。
 f) 自己評価型では、以降「申請書及び確認資料提出期限日」を「自己評価表提出日」と読み替える。
 g) 特定 JV の場合、自己評価表（別記様式 1）に加え、共同企業体資格審査申請書等も併せて提出すること。

1.3 総合評価方式における入札参加資格等について

1.3.1 入札参加資格要件

(1) 必須事項

- 1) 自治令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。但し、同条第 2 項に該当する者で特に必要がある場合はこの限りでない。
 - a) 別記様式 1-2 に記入すること。
- 2) 与那原町の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。
 - a) 別記様式 1-2 に記入すること。
 - b) 「建設業の許可について（通知）」及び「入札参加適格合格通知書」の写しにより確認する。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - a) 別記様式 1-2 に記入すること。

- 4) 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けたものであって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
- 別記様式 1-2 に記入すること。
 - 経営事項審査結果通知書の写しにより確認する。
- 5) 所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
例：1 級建築施工管理技士、1 級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者
- 別記様式 1-2、別記様式 3（若手技術者育成型の場合は「別記様式 3-2」を含む）に記入すること。
 - これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - 配置予定技術者にあっては、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。（有効な健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しにより確認する。）
- 6) 申請書及び確認資料提出期限日から落札決定までの期間に、沖縄県及び与那原町の指名停止措置を受けていないこと
- 別記様式 1-2 に記入すること。
- 7) 当該工事に係る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同企業体の各構成員をいう。以下同じ)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと
- 別記様式 1-2 に当該工事との関係の有無について記入すること。
 - 設計業務等の受託者と関連がある場合、出資状況等の確認が出来る資料を提出すること。
- 8) 入札に参加しようとする者との間に資本関係、人的関係又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと
- 別記様式 1-2 に参加者間の関係の有無について記入すること。
- 9) 警察当局から排除要請がないこと
- 別記様式 1-2 に記入すること。
- 10) 同一工種の施工実績があること
- 別記様式 2 に同一工種の施工実績を記入すること。（元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績であること。）
 - 施工実績の証明資料（登録内容確認書[CORINS 登録の場合]、契約書、工事成績評定通知書等）を提出すること。証明資料により実績を確認すること。
 - 共同企業体の取扱いは、以下のとおりとする。
 - 特定 JV 又は経常 JV の構成員としての施工実績は、出資比率 20% 以上のものに限り対象とする。
 - 経常 JV の場合は、経常 JV としての施工実績を対象とするが、経常 JV としての施工実績がない場合は、代表者の施工実績を対象とする。
 - 同一工種の施工実績 1 件で評価する。
 - 施工実績はそれぞれ以下の期間を評価の対象とする。
- | | |
|------|---------------------------------------|
| 同一工種 | 当該年度を含まない過去 10 年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで |
|------|---------------------------------------|

11) 施工計画が適正であること。《簡易型》

a) 施工計画の項目は、次のとおりとする。

- ・ 工程管理 (別記様式 4-1)
- ・ 施工上の課題 (別記様式 4-2)
- ・ 施工上の配慮 (別記様式 4-3)
- ・ 品質管理 (別記様式 4-4)

b) 「施工計画の評価細目」は、工事案件毎に適宜設定すること。

c) 補足説明の図面を添付させる場合は、1枚程度と制限することが望ましい。

d) 提出された施工計画の中で1課題でも不適格があれば、入札参加資格無しとする。

例：工程管理

- ・ 準備・後片付けが工程に考慮されていない。
- ・ 基本的な工種が抜けている。
- ・ 工程の実施手順が後先になっているものがある。
- ・ 工程表と技術的所見の内容が整合しない。

例：施工上の課題及び配慮事項

- ・ 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない。
- ・ 課題に対して、現場における対応の記述が不明確。
- ・ 配慮事項の選定理由とその対応の具体内容が整合していない。

例：品質管理

- ・ 品質管理基準に整合（劣っている）しない場合。

e) 施工計画の評価は「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項により評価すること。

(2) 選択事項

1) 与那原町の入札参加資格の登録をしている者（与那原町の建設工事入札参加資格者名簿に〇〇工事業の〇〇等級として登録されていること）

（※特定 JV 及び経常 JV の入札参加資格要件については、「与那原町特定建設工事共同企業体取扱要領」を参考にすること。）

a) 別記様式 1-2 に等級を記入すること。

b) 建設業者格付名簿又は登録名簿により確認する。

2) 原則として、沖縄県内に主たる営業所が存在すること。

a) 別記様式 1-2 に記入すること。

b) 建設業許可申請書(様式第 1 号)及び別表又は別紙(営業所の所在地が記載されているもの)により確認する。

1.3.2 入札参加資格の提出資料等

入札参加申込みに当たっては、下表の資格要件を付すとともに所定の様式を提出すること。

入札参加資格要件		総合評価項目	様式
【必須事項】			
①	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。	—	別記様式 1-2
②	与那原町の建設工事入札参加資格者名簿に登録され、かつ、建設業法に定める許可を受けた者であること。	—	別記様式 1-2
③	会社更生法又は民事再生法に基づき更生(または再生)手続開始の申立	—	別記様式 1-2

	てがなされている者については、手續開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。		
④	経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。	—	別記様式 1-2
⑤	配置予定技術者について、申請日以前に 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	—	別記様式 1-2
⑥	申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。	—	別記様式 1-2
⑦	設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合は、設計共同体の各構成員を含む。)と資本関係又は人事面での関連がないこと。	—	別記様式 1-2
⑧	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。	—	別記様式 1-2
⑨	警察当局からの排除要請がないこと。	—	別記様式 1-2
⑩	同一工種の施工実績があること。	○	別記様式 2
⑪	所定の資格要件を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。	○	別記様式 3
⑫	施工計画が適正であること。	○	別記様式 4
【選択事項】			
①	与那原町の建設工事入札参加資格者名簿に○○工事業の○等級として登録されていること。	○	別記様式 1-2
②	沖縄県内に建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所が存在すること。	○	別記様式 1-2
③	経営事項審査の直近の総合評定値が一定の点数以上あること。	—	別記様式 1-2
④	専任補助者を配置する場合は、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を満たす者を専任で配置できること。	—	別記様式 3-2

1.4 評価項目及び評価基準

1.4.1 各方式の評価事項及び評価点（基本）

各方式の評価事項及び評価点は、次表を標準とする。

総合評価方式	評価事項	評価点
簡易型	①企業の能力等 ②技術者の能力等 ③施工計画	100 点

1.4.2 評価事項別評価細目

評価事項における評価事項及び評価細目の事例を下表に示す。工事発注に当たっては、本表を参考に評価項目を設定する。

評価事項	概要	評価細目	様式
①企業の能力等	発注者が示す仕様書等に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価する。	同一工種の施工実績	別記様式 2
		同一工種の工事成績	別記様式 7
		優良建設業者表彰	別記様式 2
		登録基幹技能者等の活用	別記様式 6
		地域貢献度・地域精通度等	
		町内での拠点の有無	別記様式 1-2、

			1・3
	町内での施工実績		別記様式 5
	町内企業の下請活用		別記様式 6・1
	地域支援活動の実績		別記様式 9
	災害協定締結の有無		
	町在住者の雇用の有無		別記様式 6・3
	法人町民税の納付の有無		別記様式 6・3
②技術者 の能力等	発注者が示す仕様書等に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者の、工事を遂行する能力を評価する。	配置予定技術者の資格・年数 同一工種の施工経験 優良技術者表彰 継続教育(CPD)の状況	別記様式 3 (別記様式 3・2)
③施工計 画	発注者が示す仕様や課題に対して施工上の工夫等を求め、企業の優れた技術力による技術提案を評価する。	工程管理に係わる技術的所見 材料の品質管理に係わる技術的所見 ③施工計画	別記様式 4・1 別記様式 4・4

1.4.3 評価項目の設定及び評価基準等

(1) 各方式における評価事項について

標準的な評価項目等の設定は、以下のとおりとする。

方 式		評価事項
簡易型	特別簡易型	①企業の能力等 ②技術者の能力等 ③施工計画

評価事項及び配点に関する留意事項

「①企業の能力等」、「②技術者の能力等」、「③施工計画」により評価する。

企業に蓄積する技術力、工事の支援体制及び主任（監理）技術者の能力は、品質確保の観点からともに重要であるため、「①企業の能力等」と「②技術者の能力等」の配点割合を同程度にする。

「地域精通度等」は、「①企業の能力等」の中で評価し、「①企業の能力等」の配点の半分を超えない範囲で必要に応じて設定する。

「③施工計画」は、品質向上の観点から配点を高く設定する。

各評価項目に関する留意事項は、次のとおりとする。

1.4.4 「①企業の能力等」における申請書等及び評価に関する留意事項

発注者が示す仕様書等に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を、企業の施工実績、工事成績、表彰等により評価する。

また、地域精通度等についても、本項目内で評価を行う。

【企業の能力等】

[地域精通度等]	
(1)同一工種の施工実績	(6)町内での拠点の有無
(2)同一工種の工事成績	(7)町内での施工実績
(3)優良建設業者表彰	(8)町内企業の下請活用
(4)登録基幹技能者等の活用	(9)地域支援活動の実績
(5)同一工種の企業の手持ち工事量(件数)	(10)災害協定締結の有無
	(11)町内在住者の雇用の有無
	(12)法人町民税の納付の有無

(1) ① 同一工種の施工実績《簡易型》

過去に同一工種の施工実績がある企業は、本工事をより適切に施工することが出来ると期待されることから評価する。

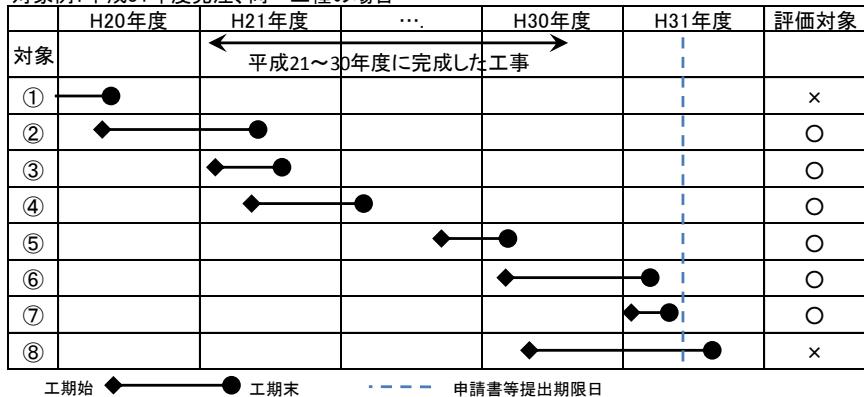
評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種の施工実績	過去10年間の同一工種の施工実績	10	10.0	同一工種で、与那原町の実績あり
			5.0	同一工種で、国、沖縄県又は県内市町村の実績あり

1) 評価に関する運用事項（別記様式 2）

- a) 別記様式 2 における同一工種の施工実績を評価の対象とする。
- b) 同一工種の施工実績 1 件で評価する。
- c) 元請として施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を評価する。
- d) 対象期間は、それぞれ以下のとおり。

同一工種	当該年度を含まない過去 10 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで
------	---

対象例：平成31年度発注、同一工種の場合



- e) 工事成績が 65 点未満の場合は、施工実績なしの評価とする。
- f) 沖縄県及び県内市町村には、「その他外郭団体」を含む。

その他外郭団体とは、「公社等の指導監督要領 別表 1 及び別表 2」に記載されている各団体とするが、「沖縄県内の一部事務組合等一覧」に記載されている一部事務組合については当該団体の管理者により以下により評価する。

管理者が沖縄県知事	沖縄県の実績として評価 (例：沖縄県企業局、那覇港管理組合)
-----------	-----------------------------------

管理者が市町村長	市町村の実績として評価
----------	-------------

- g) 国には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。
- h) 工事規模、施工管理方法等に相違があるため、民間での施工実績は評価しない。
- i) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV 又は経常 JV の構成員としての施工実績は、出資比率 20%以上の場合のみに限る。
- b) 特定 JV の場合は、代表者の施工実績を評価する。
- c) 経常 JV の場合は、経常 JV での施工実績を評価する。経常 JV での施工実績が無い場合は、代表者の施工実績を評価する。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告に明示された資格があると判断できる、必要最小限の内容を記入すること。

4) 申請書等の記載内容を証明する証明資料

- 登録内容確認書(写)[CORINS 登録の場合]
- 工事成績評定通知書(写)[町、国、県及び県内市町村の場合]
- 工事内容等を証明する資料(契約書等(写))[CORINS 登録が無い場合]

- a) 施工実績は、証明資料により確認する。
- b) CORINS 登録のある場合
登録内容確認書により、同一工種、工期、受発注者の確認を行う。
- c) CORINS 登録されていない場合
工事内容等を証明する資料により、同一工種、工期、受発注者の確認を行う。
- d) 町、国又は県内地方公共団体の発注工事に係る実績の場合は、工事成績評定通知書により工事成績が 65 点未満となっていないか確認を行う。

(2) ② 同一工種の工事成績《簡易型》

工事成績は、適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な情報である。同一工種の工事成績評定により、企業の技術力を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種の工事成績	与那原町、国又は県内地方公共団体での過去10年間の同一工種における工事成績の平均点	10	10.0	80点以上
			9.0	79点以上 80点未満
			8.0	78点以上 79点未満
			7.0	77点以上 78点未満
			6.0	76点以上 77点未満
			5.0	75点以上 76点未満
			4.0	74点以上 75点未満
			3.0	73点以上 74点未満
			2.0	72点以上 73点未満
			1.0	71点以上 72点未満
			0.0	71点未満又は実績なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 7）

- a) 別記様式 7 における同一工種の工事成績を評価対象とする。
- b) 与那原町、国又は県内地方公共団体の発注した工事の内 10 件を当該発注工事と同一工種の工事成績として評価対象とする。入札参加要件が同種工事の施工実績である場合でも、当該発注工事と同一工種においては評価する。
- c) 過去 10 年間の平均点は、以下により算出する。

$$\text{過去 10 年間の平均点} = \frac{\text{過去 10 年間の完成工事の評点合計}}{\text{過去 10 年間の完成工事の件数}}$$

- d) 成績点の平均点は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位止めとする。
- e) 過去 10 年間とは、当該年度を含まない直近の 10 年度間とする。
- f) 「実績無し」とは、過去 10 年間で施工実績がないもの、又は成績評定がされていないものをいう。
- g) 対象年度例については、以下とする。

対象例: 平成31年度発注

対象	…	H20年度	H21年度	…	H29年度	H30年度	H31年度	評価対象
			← 平成21～30年度に完成した工事			→		
①	—	●						○
②		◆	●					○
③		◆	●					○
④			◆	●				○
⑤					◆	●		○
⑥					◆	●		○
⑦					◆	●		✗

工期始 ◆ — ● 工期末 — — — 申請書等提出期限日

- h) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV 又は経常 JV の工事成績は、各構成員の工事成績として取り扱う。
- b) 特定 JV を評価する場合は、代表者の工事成績を評価する。
- c) 特定 JV 又は経常 JV の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。
- d) 経常 JV については、以下のとおりとする。

◇JV 実績有り

- ・ JV の実績のみで評価する。

◇JV 実績無し

- ・ 単体（全構成員）の実績有りの場合、構成員毎の平均点を基に、全構成員の平均点を算出し評価する。ただし、実績を持たない構成員がいる場合は、実績を持たない構成員を 60 点として評価し、全構成員の平均点を算出し評価する。

なお、平均点は、小数点第 2 位を四捨五入し小数点第 1 位止めとする。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 完成年度、工事名、成績評定点及び工事成績平均点を記入すること。
- b) 与那原町、沖縄県、国又は県内市町村発注工事のうち、当該発注工事と同一工種を評価対象とする。

4) 申請書及び確認資料の記載内容を証明する証明資料

- 工事成績評定通知書(写)
- 登録内容確認書(写)[CORINS 登録の場合]
- 工事内容等を証明する資料(契約書等(写))[CORINS 登録されていない場合]
- 出資比率を証明する資料(契約書等(写))[特定 JV 又は経常 JV の構成員としての実績の場合]

- a) 工事成績は、証明資料により確認する。
- b) 工事成績評定通知書により、工事成績を確認する。
- c) CORINS 登録のある場合
登録内容確認書により、同一工種、工期、受発注者を確認する。
- d) CORINS 登録されていない場合
工事内容等を証明する資料により、同一工種、工期、受発注者を確認する。
- e) 特定 JV 又は経常 JV の場合は、出資比率を確認する資料により、出資比率の確認を行う。

(3) ③ 優良建設業者表彰《簡易型》

建設業の健全な振興発展に資するために誠意をもって適切に施工し、優秀な成績で工事を完成した企業に対し授与された優良建設業者表彰を評価することで、工事における品質向上を期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
優良建設業者表彰	過去10年間の優良工事表彰の有無	7	7.0	与那原町の表彰の実績あり
			5.0	県知事、県土木建築部長、県農林水産部長、又は国(局長)の表彰実績あり
			3.0	県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり
			0.0	なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 2）

- a) 別記様式 2 における表彰の実績を評価の対象とする。
- b) 元請としての表彰実績に限る。
- c) 「町」は、以下を対象とする。

表彰区分 : 町長
部門 : 建築

- d) 「県」は、以下を対象とする。

○沖縄県土木建築部

※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html>

表彰区分 : 知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長
部門 : 建築

- e) 「国」は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部（県内施工工事）

表彰区分 : 局長、部長、事務所長等
部門 : 優良施工工事、安全施工工事

- f) 県及び国の表彰は、受賞した工事の部門等が当該発注工事と同じ部門となっている場合のみ評価する。部門は、県土木建築部における表彰の部門で評価を行う。部門は、建築部門である。
- g) 過去 10 年間とは、当該年度を含む直近の 10 年度間である。
- h) 当該年度における表彰は、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。(受賞日は表彰日(表彰状に記載されている日)とする。)



- i) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、記入漏れ・ミス、書類不備等がある場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV の構成員としての受賞実績は、出資比率 20%以上の評価の対象とする。
- b) 特定 JV を評価する場合は、代表者の表彰実績を評価する。
- c) 経常 JV の場合は、経常 JV 又は各構成員のうち 1 社が元請としての受賞実績を有していれば評価する。
- d) 単体で申請する場合は、経常 JV での実績は評価しない。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 表彰名、受賞年度(受賞日)、工事名、部門、授与者名(表彰まで明記)を記入すること。
- b) 優良建設業者表彰と優良技術者表彰は、別個に評価する。

4) 申請書の記載内容を証明する証明資料

- a) 優良建設業者表彰は、証明資料により確認する。
- b) 表彰状により、表彰名、受賞年度(受賞日)、部門、授与者名の確認をする。

(4) ④ 登録基幹技能者等の活用《簡易型》

現場で直接生産活動に従事する技能労働者は重要な役割を担っていることから、作業能力、知識により現場をまとめる技能者を配置することで、工事の生産性向上並びに品質確保を図ることを期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
登録基幹技能者等の活用	登録基幹技能者等の活用として、1名以上配置の有無(登録基幹技能者又は発注者の指定する技能者)	1	1.0	配置する
			0.0	配置しない

1) 評価に関する運用事項 (別記様式 6)

- a) 別記様式 6 における登録基幹技能者等の配置の有無を評価対象とする。
- b) 登録基幹技能者とは、登録基幹技能者講習を修了し、講習修了証を有する者とする。
- c) 当該発注工事に関連する種類(職種)を配置する場合に評価する。

- d) 工事内容に関連しない工種への配置、又は従事予定工種に対して適切ではない種類(職種)の配置は評価しない。
- e) 配置する登録基幹技能者等について、元請又は下請は問わない。
- f) 配置予定技術者又は現場代理人が登録基幹技能者の場合でも、評価の対象とする。
- g) 入札説明書において、種類(職種)、人数、日数等の要件を定める場合は、これによるものとする。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 入札説明書における、種類(職種)、人数、日数等が指定の有無。
- b) 当該発注工事に関連する種類(職種)に留意すること。
- c) 申請時にあらかじめ配置する技能者を定める必要はない。

3) 記載内容を証明する証明資料

● 講習修了証

- a) 本評価項目は自己申告を評価し、講習修了証等を添付する。

4) 履行確認

- a) 施工計画提出時、施工中、工事完了等各段階において、主任監督員による履行確認を行う。

履行確認(参考)

施工計画時	: 工種、種類(職種)、氏名、資格の写し、資格の有効期限
施工中	: 配置状況等を現場若しくは日誌等で確認
工事完了時	: 竣工確認時に日誌、写真等で確認

- b) 履行の確認ができない場合は、履行の担保(ペナルティー)の対象とする。
- c) 工事の途中で配置する必要がなくなった場合等は、受発注者で協議を行うものとする。

(5) ⑤⑥⑦ 与那原町内での拠点の有無《簡易型》

当該地域の自然的・社会的条件をより理解し、信頼性・社会性を有する企業により、工事を円滑に実施できることを期待し評価する。

地域内での拠点の有無(代表構成員)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	2	2.0	与那原町内に主たる営業所あり
			1.0	与那原町内に従たる営業所あり
			0.0	上記以外
地域内での拠点の有無(その他構成員Ⅰ)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	3	3.0	与那原町内に主たる営業所あり
			2.0	与那原町内に従たる営業所あり
			0.0	上記以外
地域内での拠点の有無(その他構成員Ⅱ)	地域内における主たる及び従たる営業所の有無	3	3.0	与那原町内に主たる営業所あり
			2.0	与那原町内に従たる営業所あり
			0.0	上記以外

1) 評価に関する運用事項 (別記様式 1-2)

- a) 別記様式 1-2、1-3 における営業所(建設業の許可を受けた住所)の所在地を、評価対象とする。
- b) 主たる営業所とは、建設業許可申請書に記載されている主たる営業所のことであり、従たる営業所はその他営業所のこととする。
- c) 拠点の評価基準は、入札参加資格要件により適切に設定する。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV として公告されている発注工事の場合は、代表者、その他構成員、それぞれの拠点を評価する。
- b) 経常 JV を評価する場合は、代表者の拠点を評価する。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 建設業許可申請書(様式第1号)及び別表または別紙(写)(営業所の所在地が記載されているもの)
- 変更届出書(写)[営業所の変更等がある場合]

- a) 与那原町内での拠点の有無は、証明資料により確認する。
- b) 建設業許可申請書等により、営業所の所在地を確認する。

(6) ⑧ 与那原町内での施工実績《簡易型》

町内での施工実績により、当該地域での自然的・社会的条件をより理解していることから、工事を円滑に実施することができることを期待し評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
与那原町での施工実績	過去10年間の与那原町内の同一工種の実績	4	4.0	3件以上
			2.0	1~2件
			0.0	0件

1) 評価に関する運用事項（別記様式 5）

- a) 別記様式 5 における同一工種の施工実績を評価対象とする。
- b) 与那原町発注工事における完成・引渡しが完了した工事のうち、当該発注工事と同一工種を評価する。
- c) 過去 10 年間の施工実績を対象とする。
過去 10 年間とは、当該年度を含まない過去 10 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日までとする。
- d) 資料提出期限日までとする。
- e) 評価対象となる工事の規模は、次のとおりとする。（対象となる工事規模は入札説明書に記載する。）

実績評価の対象となる工事
2千5百万円以上の工事

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV を評価する場合は、代表者の実績を評価する。
- b) 特定 JV での施工実績は、各構成員の施工実績として取り扱う。
- c) 経常 JV を評価する場合は、経常 JV での実績を評価する。経常 JV での実績が無い場合は、各構成員の近隣地域での施工実績の総合評価方式の評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い施工実績に得点を与え、評価する。
- d) 経常 JV での施工実績は、各構成員の施工実績として取扱う。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 工事名、施工場所、契約金額、工期、受注形態を記入すること。
- b) 申請は 5 件を上限とする。

4) 記載内容を証明する証明資料

登録内容確認書(写)[CORINS 登録の場合]

工事内容を証明する資料(契約書等(写))[CORINS 登録])

- a) 施工実績は、証明資料により確認する。
- b) CORINS 登録のある場合
登録内容確認書により、同一工種、工期、施工場所、契約金額を確認する。
- c) CORINS 登録されていない場合
工事内容を証明する資料により、同一工種、工期、施工場所、契約金額を確認する。
- d) 同種工事等 CORINS の登録内容に工事内容（実績）の記載がない場合
工事内容を証明する資料により同種工事、工期、施工場所、契約金額を確認する。

(7) ⑨ 町内企業の下請活用《全型共通》

地域における社会資本を支える企業を育成・確保するため、町内企業を下請に活用する企業を評価する。

評価の視点	配点	点数	評価基準
町内企業下請比率＝町内企業下請予定額÷全下請予定額	10	10.0	町内企業下請比率： 30 %以上
		9.0	町内企業下請比率： 25 %以上 30 %未満
		8.0	町内企業下請比率： 20 %以上 25 %未満
		6.0	町内企業下請比率： 15 %以上 20 %未満
		4.0	町内企業下請比率： 10 %以上 15 %未満
		2.0	町内企業下請比率： 5 %以上 10 %未満
		1.0	町内企業下請比率： 1 %以上 5 %未満
		0.0	町内企業下請比率： 1 %未満

1) 評価に関する運用事項（別記様式 6）

- a) 別記様式 6 における町内企業の下請活用を評価対象とする。
- b) 町内企業下請比率については、下記の算出法により算出する。

$$\text{町内企業下請比率} = \frac{\text{町内企業下請予定額 (税込み)}}{\text{全下請予定額 (税込み)}}$$

- c) 算出に用いる予定額については、1次又は2次下請における町内企業下請予定額及び全下請予定額とする。
- d) 建設業法第二条第4項における下請契約を締結するものを評価対象とする。
- e) 町内企業とは、町内に主たる営業所、従たる営業所、本店、本社、支店、支社がある企業もしくは与那原町商工会員、同商工会建設工業部会員とする。
- f) 算出にあたっては、元請と直接契約を締結する1次下請又は、2次下請まで考慮する。
- g) 町内企業下請予定額には、町内企業からの資材調達額等（材料費、機械等のリース代など）を含めることができる。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請時にあらかじめ、下請企業を決めておく必要はない。

3) 記載内容を証明する証明資料

- 証明資料なし

- a) 本評価項目は申請者の自己申告を評価し、証明資料の提出は求めない。
- 4) 履行確認
- 完成時に、主任監督員による履行確認を行う。
 - 履行確認は、施工体制台帳(下請金額及び下請企業の主たる営業所の位置)により確認する。
 - 完了時に履行の確認ができない場合は、履行の担保(ペナルティー)の対象とする。
 - 変更契約で新たに追加した工種は対象としない。

(8) ⑩ 地域支援活動の実績《簡易型》

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するために、地域支援活動(ボランティア等)を通じて信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることが望ましいことから評価する。

地域支援活動の実績	過去1年間の町内での地域支援活動実績の回数	3	3.0	町内での活動実績3回以上
			2.0	町内での活動実績1回以上2回未満
			0.0	活動実績なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 9）

- 別記様式 9における地域支援活動(ボランティア活動等)の実績を評価の対象とする。
- 活動への参加が確認できないものについては、実績と認めない。
- 町内における社会資本(道路、河川、護岸、公園及び自然海岸、その他)を対象に、除草・清掃、調査、伝統文化振興、その他の地域支援や社会資本の維持管理に関する活動で公益性が認められるものに限る。
- 対象期間は、当該年度を含まない直近の1年度間とする。
- 評価対象の例は以下のとおり。
 - ・ 薫の搬入作業
 - ・ 大綱作り
 - ・ 独居老人宅訪問清掃
 - ・ クリーンアップキャンペーン
 - ・ 災害ボランティア
- ボランティアグループ等に対する寄付は、評価の対象としない。

2) JV における運用事項

- 特定 JV の場合は、代表者の実績を評価対象とする。
- 経常 JV の場合は、各構成員の実績を評価対象とする。

3) 申請書等作成時の留意事項

- 地域支援活動実績毎に名称、実施年度、実施期間、会社からの参加人数、実施場所を記入すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 活動内容を証明する資料(新聞記事、表彰状、証明書等)
※ホームページによる場合は、HP印刷し、URLを明記すること。

- a) 地域支援活動活動は、証明資料により確認する。
- b) 地域支援活動活動(ボランティア活動等)を証明できる資料(新聞記事、表彰状、証明書等)により、実施場所、時期、内容等を確認する。

(9) ⑪ 災害協定締結の有無《簡易型》

防災、減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがあることから、地域における社会資本を支える企業を確保するため、災害協定締結を評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
災害協定締結の有無	与那原町との災害協定締結の有無	3	3.0	与那原町との災害協定締結あり(JV構成員の内3社全てが締結あり)
			2.0	与那原町との災害協定締結あり(JV構成員の内2社が締結あり)
			1.0	与那原町との災害協定締結あり(JV構成員の内1社が締結あり)
			0.0	災害協定締結なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 9）

- a) 別記様式 9 における災害協定締結の有無を評価の対象とする。
- b) 与那原町との公共土木施設にかかる災害協定締結の有無を評価の対象とする。

2) JV の場合における運用事項

- a) 特定 JV の場合は、JV 構成員 3 社の内、協定を締結している構成員数をもって評価する。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 協定締結者名(所属団体)を記入すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 協定締結証明書(写)
- 所属する団体名簿の表紙及び自社該当箇所の写し(所属する団体等が協定を締結している場合)

- a) 災害協定締結の有無は、証明資料により確認する。
- b) 協定締結証明書により、公共土木施設にかかる協定、締結者、期間を確認する。
- c) 所属する団体等が協定を締結している場合は、当該「団体員名簿の表紙と自社該当箇所の頁の写し」により、協定締結を確認する。

(10) ⑫ 地域内雇用の貢献度《簡易型》

関連する施策の対応を評価することで、「地域経済を支える企業」、「地域の雇用を担う企業」を評価する項目である。施策の推進を評価することにより、「公共工事の品質確保」、「担い手の育成」を図るため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
地域内雇用の貢献度	与那原町在住者の雇用の有無	3	3.0	与那原町在住者の雇用がある:5名以上
			2.0	与那原町在住者の雇用がある:1名以上5名未満
			.0.0	雇用なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 6-3）

- a) 当該発注工事に関する施策に関する評価項目とする。
- b) 証明資料により履行確認が可能な評価項目を設定すること。
- c) 雇用が証明できる書類に加え、住所がわかる書類を添付すること。

(11) ⑬ 法人町民税の納付の有無《簡易型》

与那原町への法人町民税納付の有無を評価することで、「社会資本を支える企業」を評価する項目である。

当該発注工事に関する施策の推進を評価することにより、「安全安心な社会及び社会資本の維持管理」を図るため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
法人町民税の納付の有無	与那原町への法人町民税の納付の有無	1	1.0	過去5ヶ年前から納付
			0.0	申告無し

1) 評価に関する運用事項（別記様式 6-3）

- a) 当該発注工事に関する施策に関する評価項目とする。

(12) ⑭ 配置予定技術者の資格・年数《簡易型》

工事の品質確保を図るため、配置予定技術者の能力は重要な要素であることから、保有する資格・年数を評価する。

配置予定技術者の資格・年数	監理技術者の保有する資格・年数	5	5.0	1級建築施工管理技士(5年以上)又は1級建築士(5年以上)
			3.0	1級建築施工管理技士(3年以上5年未満)又は1級建築士(3年以上5年未満)
			0.0	1級建築施工管理技士(3年未満)又は1級建築士(3年未満)

1) 評価に関する運用事項（別記様式 3）

- a) 別記様式 3 の「法令による資格・免許等」における発注者の示す資格及び保有年数を評価対象とする。
- b) 専任で配置する監理技術者で評価する。
- c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- d) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- e) 保有年数は、申請書及び確認資料提出期限日の時点で評価する。
- f) 資格の評価基準は、工事内容を勘案し、入札参加資格要件により適切に設定する。
- g) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV を評価する場合は、代表者の技術者を評価する。
- b) 経常 JV の技術者を評価する場合は、各構成員の技術者の資格に関する評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え評価する。
- c) 特定 JV の場合は、代表者の配置予定技術者は別記様式 3、構成員の配置予定技術者は別記様式 3-1 に記入すること。
代表者及び構成員両方の証明資料を提出すること。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告に明示された資格があることを判断できる必要最小限の項目を評価すること。
- b) 資格取得年月、登録番号を記入すること。
- c) 監理技術者を配置する場合は、別記様式 3 に記入すること。専任補助者を配置する場合は別記様式 3-2 も記入すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- | |
|---|
| ● 技能検定合格証明書(写) |
| ● 監理技術者資格者証(裏表)及び監理技術者講習修了履歴がわかる資料(写)[監理技術者を配置する場合] |

- a) 保有する資格は、証明資料により確認する。
- b) 技能検定合格証明書により、資格の種類及び資格保有年数を確認する。
- c) 監理技術者証及び講習修了履歴がわかる資料により、監理技術者の資格を確認する。[監理技術者を配置する場合]

(13) (15) 同一工種の施工経験《全型共通》

過去に同一工種の施工実績がある技術者は、工事をより適切に施工することが出来ることが期待されるため評価する。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
同一工種の施工経験	過去10年間の同一工種の施工経験	5	5.0	役職経験有り・同一工種で、与那原町、沖縄県又は国の実績あり
			3.0	役職経験無し・同一工種で、与那原町、沖縄県又は国の実績あり 役職経験有り・同一工種で、県内市町村の実績あり
			1.0	同一工種で、その他の実績あり
			0.0	実績なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 3）

- a) 別記様式 3 における工事経験の概要を評価の対象とする。
- b) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- d) 「役職経験有り」とは、監理技術者、主任技術者、現場代理人での工事実績を有する場合をいう。
- e) 施工経験は、1 件で評価する。
- f) 施工経験は、それぞれ以下の期間を対象とする。

同一工種	当該年度を含まない過去 10 年の年度当初から申請書及び確認資料提出期限日まで
------	---

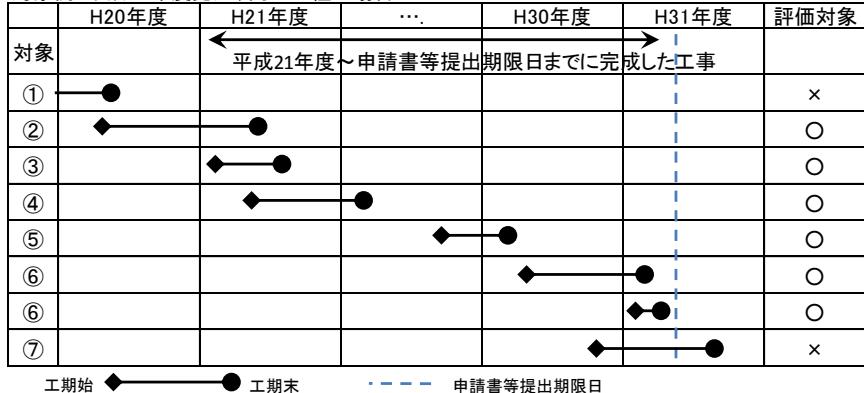
- g) 当該施工経験は、その技術者が現在属している企業又は過去に属した企業において完成・引渡しが完了した工事を対象とする。
- h) 沖縄県及び県内市町村には、「その他外郭団体」を含む。

その他外郭団体とは「公社等の指導監督要領 別表1及び別表2」に記載されている各団体とするが、「沖縄県内の一部事務組合等一覧」に記載されている一部事務組合については当該団体の管理者により以下のとおり評価する。

管理者が沖縄県知事	沖縄県の実績として評価 (例: 沖縄県企業局、那霸港管理組合)
管理者が市町村長	市町村の実績として評価

- i) 国には、特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方共同法人を含む。
- j) 「その他」とは、民間での施工実績をいう。
- k) 町、国、県及び県内市町村の発注工事に係る実績の場合において、工事成績が65点未満の場合は、施工経験と認めない。
- l) 年度の考え方は以下のとおり。

対象例: 平成31年度発注、同一工種の場合



- m) 配置予定技術者のヒアリング(実施する場合)は、資格審査委員会のメンバーを含む3名以上で実施する。
- n) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、計算間違い、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JVに関する運用事項

- a) 特定JVを評価する場合は、代表者の技術者を評価する。
- b) 経常JVの技術者を評価する場合は、各構成員の技術者経験に関する評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者に得点を与え評価する。
- c) 当該施工経験に係る工事が、特定JV又は経常JVの構成員として関わった工事である場合は、その出資比率が20%以上の場合のみ評価対象とする。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告に明示された資格があることを判断できる必要最小限の項目を評価すること。
- b) 過去に所属した企業での施工経験の場合、その企業名も明記すること。

4) 記載内容を証明する証明資料

- 工事成績評定通知書(写)[沖縄県土木建築部発注工事の場合]
- 登録内容確認書(写)[CORINS登録の場合]

- 工事内容を証明する資料(契約書等(写))[CORINS 登録されていない場合]
 - a) 施工経験は、証明資料により確認する。
 - b) CORINS 登録のある場合
登録内容確認書により同一工種、工期、従事役職を確認する。
 - c) CORINS 登録されていない場合
工事内容を証明する資料を証明資料により同一工種、工期、従事役職を確認する。
 - d) 同種工事等 CORINS の登録内容に工事内容の記載がない場合
工事内容を証明する資料により同一工種、工期、従事役職を確認する。
 - e) 平成 15 年度(営繕工事については平成 16 年度)以降に完成した国、県、県内市町村の発注工事に係る実績の場合は、その工事成績評定通知書(写)により工事成績を確認する。
 - f) 証明資料等により配置予定技術者が工期末日、又は工事完成日までの期間従事していたことを確認する。

(14) [⑯ 優良技術者表彰《全型共通》]

建設業の健全な振興発展に資するために誠意をもって適切に施工し、優秀な成績で工事を完成させた技術者に対し授与される優良技術者表彰を評価することで、工事の品質向上が期待できるため、評価項目とする。

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
優良技術者表彰	過去3年間の優良技術者表彰の有無	5	5.0	現在の企業での県知事表彰の実績あり
			3.0	現在の企業での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国(局長)の表彰実績あり
			1.5	現在の企業での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり
			2.5	現在の企業以外での県知事表彰の実績あり
			1.5	現在の企業以外での県土木建築部長、県農林水産部長、又は国(局長)の表彰実績あり
			0.5	現在の企業以外での県土木建築部土木事務所長、県施設建築課長、又は国(部長、事務所長等)の表彰実績あり
			0.0	なし

1) 評価に関する運用事項（別記様式 3）

- a) 別記様式 3 における優良技術者表彰を評価対象とする。
- b) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- c) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- d) 元請としての表彰実績に限る。
- e) 県は、以下を対象とする。

○沖縄県土木建築部

※技術・建設業課ホームページ以下 URL 参照

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/hyousyou/hyousyou.html>

表彰区分	： 知事、部長、各土木事務所長、施設建築課長
------	------------------------

部 門	： 建築
-----	------

- f) 国は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部における県内施工工事を評価対象とする。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部（県内施工工事）
表彰区分 : 局長、部長、事務所長等
部門 : 優秀工事技術者

- g) 県及び国の表彰は、受賞した工事の内容等が当該発注工事と同じ部門となっている場合に評価する。評価する表彰部門は、建築部門である。
- h) 過去 3 年間とは、当該年度を含む直近の 3 年度間である。
- i) 当該年度における表彰は、申請書及び確認資料提出期限日までに受賞した表彰を対象とする。受賞日は表彰日（表彰状に記載されている日）とする。



- j) 現在所属している企業、又は過去に属した企業において受賞した優良技術者表彰を評価の対象とする。
- k) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) JV に関する運用事項

- a) 特定 JV を評価する場合は、代表者の表彰実績を評価対象とする。
- b) 特定 JV の構成員としての受賞実績は、出資比率 20% 以上ののみ評価対象とする。
- c) 経常 JV の場合は、経常 JV 又は各構成員のうち 1 社が受賞実績（元請けとしての実績）を有していれば評価する。
- d) 単体の場合は、経常 JV での実績を評価しない。

3) 申請書等作成時の留意事項

- a) 表彰名、受賞年度(受賞日)、技術者名、工事名、部門、授与者名(表彰まで明記)を記入すること。
- b) 優良建設業者表彰と優良技術者表彰は別個に評価する。

4) 記載内容を証明する証明資料

● 表彰状(写)

- a) 優良技術者表彰は、証明資料により確認する。
- b) 表彰状により、表彰名、受賞年度(受賞日)、技術者名、授与者名、部門、受賞時企業名を確認する。

(15) (17) 継続教育(CPD)の状況<全型共通>

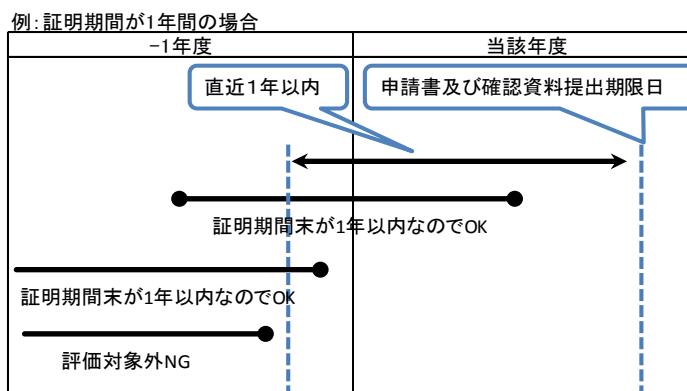
工事の品質を確保することを目的に、建設に係る知識や技術を習得し、自己の能力の維持・向上を図っている技術者を評価する。

継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)単位取得状況(技術資料提出期限日から過去1年間に発行された単位取得状況)	5	5.0	推奨単位以上
			3.0	推奨単位の5割以上 推奨単位未満
			0.0	推奨単位の5割未満

1) 評価に関する運用事項 (別記様式 3)

- a) 別記様式 3 における継続教育(CPD)の状況を評価対象とする。
- b) 継続教育(CPD)の評価は、「建設系 CPD 協議会(1.4.4(16)建設系 CPD 協議会一覧【参考】)」の加盟団体のうち、単位取得証明書を発行する団体の推奨単位(ユニット等)により評価する。
- c) 申請書及び確認資料提出期限日から過去 1 年間に発行された単位取得状況で評価する。

発行年月日、申請日、証明期間の末日のいずれかの日付が直近の 1 年以内の日付であれば評価対象とする。



- d) 推奨単位は団体により 1 年、2 年、5 年等と異なるので、何年間の実績で申請しているのか明確に記載すること。

例: 施工管理技士会

-5年度	-4年度	-3年度	-2年度	-1年度	当該年度
				<p>申請書及び確認資料提出期限日</p> <p>1年間</p> <p>1年間 推奨単位: 20 ユニット</p> <p>2年間 推奨単位: 40 ユニット</p>	

5年間 推奨単位: 100 ユニット

- e) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、技術者毎に提出された様式及び証明資料により評価する。
- f) 複数の配置予定技術者を申請する場合は、評価基準に基づく点数を比較し、最も点数が低い技術者の得点を評価する。
- g) 評価は申請書及び確認資料により行うものとし、記入漏れ・ミス、書類不備等の場合は、最低点に下方修正を行うものとする。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 推奨ユニット数については、「建設系 CPD 協議会」の加盟団体のうち単位取得証明書を発行している団体が対象となり、推奨単位は団体により異なるので留意すること。

3) 記載内容を証明する証明資料

● 継続教育(CPD)単位取得証明書(写)

- a) 継続教育(CPD)の状況は、証明資料により確認する。
b) 継続教育(CPD)単位取得証明書により配置予定技術者名、認定団体名、取得単位を確認する。
c) 発行年月日、申請日又は証明期間の末日のいずれかに、申請書及び確認資料提出期限日から過去 1 年以内の日付が含まれているかを確認する。

(16) 建設系 CPD 協議会一覧【参考】

2	(一社)建設コンサルタント協会	有り	年間50単位	
3	(公社)地盤工学会	有り	年間50単位	
4	(公社)土木学会	有り	年間50CPD単位	
5	工質・地質技術者在活性化協議会(事務局(一社)全国地質調査業協会連合会)	有り	5年間250CPD単位	
6	(一社)日本環境アセスメント協会	有り	5年間250単位	
7	(公社)日本コンクリート工学会	無し	無し	
8	(公社)日本技術士会	有り	年間50CPD時間 3年間150CPD9時間	
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	有り	1年:20、2年:40、3年:60、 4年:80、5年:100ユニット	
10	(公社)日本造園学会	有り	年間50単位	
11	(公社)日本都市計画学会	有り	年間50単位	
12	(公社)農業農村工学会	有り	年間50CPD	
13	(公社)日本建築士会連合会	有り	年間12単位	
14	(一社)全国測量設計業協会連合会	有り	1年:20、2年:40、 5年:100ポイント	
15	(一社)全国上下水道コンサルタント協会	有り	年間:50単位	
16	(一社)森林・自然環境技術者教育会	有り	年間 20 CPD時間 5年間 100 CPD時間	
17	(一財)建設業振興基金	有り	年間12CPD単位	
18	(一社)交通工学研究会	有り	年間50CPD単位	

※加盟団体、年間推奨単位等は更新されるため「建設系CPD協議会」のウェブサイト
(<http://www.cpd-ccesa.org/>)等により確認を行うこと。

1.4.5 「③施工計画」における申請書及び評価に関する留意事項（技術提案を含む）

発注者が示す仕様や課題に対して施工上の工夫等を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高める事が期待できる。その結果、将来の維持管理費等を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、積極的に施工計画(技術的所見等)を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものと期待されるため、評価項目とする。

(1) 施工計画の評価について《簡易型》

各型における施工計画の運用事項及び評価項目については、原則以下のとおり。

型 名	評 価 項 目	
簡易型	● 工程管理に係わる技術的所見	課題設定なし
簡易型	● 施工上の課題に対する技術的所見 ● 施工上配慮すべき事項 ● 材料の品質管理に係わる技術的所見	1 課題以上設定できる

(2) 工程管理に係わる技術的所見《簡易型》

評価細目	評価の視点	評価方法	評価	評価基準
工程管理に係わる技術的所見	工期設定の適切性	<input type="radio"/> か <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切である。
			<input checked="" type="checkbox"/>	工程表、技術的所見が現場条件等を踏まえて適切でない。

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-1）

- a) 別記様式 4-1 の工程及び技術的所見を評価の対象とする。
- b) 簡易型は 2 段階で評価し、原則、記述が適切であれば「○(可)」とし、不適切あるいは未記載であれば「×(不可)」とする。（1 項目でも工程表、技術的所見に不適切な記述があれば「×(不可)」とする。）
- c) 「×(不可)」と評価された場合は、入札参加資格無とする。

不可とする例

- 準備・後片付けが工程に考慮されていない。
- 基本的な工種が抜けている。（主要工種が記載されていない）
- 工程の実施手順が後先になっているものがある。
- 技術的所見が記載されていない。
- 工程表と技術的所見の内容が整合しない。

- d) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- e) 主要工種とは、公告文「1 工事概要(4)工事内容」に示す工種とする。工程表には主要工種を必ず記載すること。
- f) 別記様式 4-1 を含めて、A4、2 枚以内とする。3 枚目以降は評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 公告文に示す工期により工程表を作成すること。
- b) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。

(3) 施工上の課題に対する技術的所見《簡易型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	20.0	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、優れた工夫が見られる
			10.0	課題への対応が現地の環境条件を踏まえて的確に図られ、工夫が見られる
			5.0	課題への対応が現地の環境条件を踏まえており的確

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-2）

- a) 別記様式 4-2 における技術的所見を評価する。
 - b) 簡易型、標準型、高度技術提案型における評価項目とする。
 - c) 評価基準及び点数は、工事案件毎に適宜設定すること。
 - d) 配点は 20 点を標準とする。
 - e) 「施工上の課題」及び「課題の概要」は発注者が記載する。
 - f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
 - g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
 - h) 一般的・標準的な内容は評価しない。（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準ずるもの）
 - i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札参加資格無しとする。
- 不可とする例
- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
 - 課題に対して、現場における対応の記述が不明瞭
 - 課題に対する具体的な内容が整合していない。
- j) 写真等により履行確認が出来るものを評価する。
 - k) 提案の記載は最大 5 項目とし、6 項目以降は評価の対象としない。
 - l) 1 つの項目の字数は限定せず、5 項目全体で 600 字以内とし、具体的な技術的所見を定量的に記載されている場合に評価する。(5 項目全体で 600 字を超える部分については評価しない)
 - m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号及びタイトル等は字数及び評価の対象としない。(以下評価例の「1.〇〇〇について」等)
 - n) 1 つの項目に複数の提案がある場合、その項目は評価しない。
 - o) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等が明確に記載されている場合、評価する。
 - p) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
 - q) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
 - r) 別記様式 4-2 を含めて、A4、2 枚以内（文字は 10.5 ポイント以上）とする。3 枚目以降は評価しない。

s) 評価例

1. ○○○について ×××のため、△△△を行う。	←	評価の対象とする。
2. ○○○について ※※※のため、□□□剤を使用し、△△△型枠を採用する。	←	複数提案（2 提案）のため評価しない。
.....		
5. ○○○について □□□のため、××により...(以降 600 字超過)...△△△を採用する。	←	5 項目全体で 600 字を超える部分は評価しない。
6. ○○○について ・※※※のため、▽▽▽を行う。	←	提案超過（6 項目）のため評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。
- b) 説明の補足として図面等を添付しても良い。（ただし A4、1 枚以内）
- c) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

(4) 施工上配慮すべき事項《簡易型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	(20)	20.0	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
			10.0	配慮事項が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる
			5.0	配慮事項が現地の環境条件を踏まえており適切

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-3）

- a) 別記様式 4-3 における技術的所見を評価対象とする。
- b) 簡易型、標準型、高度技術提案型における評価項目とする。
- c) 評価基準及び点数は、工事案件毎に適宜設定すること。
- d) 配点は 20 点を標準とする。
- e) 「施工上の配慮事項」及び「配慮事項の設定理由」は、発注者が記載する。
- f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
- h) 一般的・標準的な内容は、評価しない。（土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準に準ずるもの）
- i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札参加資格無とする。

不可とする例

- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
- 課題に対して、現場における対応の記述が不明瞭
- 「配慮事項の設定理由」に対する具体内容が整合していない。
- 提案の記載が 4 項目以下の場合。

- j) 写真等により履行確認が出来るものを評価する。
- k) 提案の記載は 5 項目とし、6 項目以降は評価しない。また、4 項目以下の場合は入札参加資格無しとする。
- l) 1 つの項目の字数は限定せず、5 項目全体で 600 字以内とし、各項目において原則 1 つの具体的な技術的所見を定量的に記載すること。(5 項目全体で 600 字を超える部分については評価しない)
- m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号及びタイトル等は字数及び評価の対象としない。(以下評価例の「1.〇〇〇について」等)
- n) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等が明確に記載されている場合、評価する。
- o) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
- p) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
- q) 別記様式 4-3 を含めて、A4、2 枚以内（文字は 10.5 ポイント以上）とする。3 枚目以降は評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請者の責任において対応可能な事項について記載。
- b) 説明の補足として図面等を添付しても良い。(ただし A4、1 枚以内)
- c) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

(5) 材料の品質管理に係わる技術的所見《簡易型》

評価細目	評価の視点	配点	点数	評価基準
材料の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	(20)	20.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる
			10.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる
			5.0	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件を踏まえており適切

1) 評価に関する運用事項（別記様式 4-4）

- a) 別記様式 4-4 における技術的所見を評価対象とする。
- b) 簡易型における評価項目とする。
- c) 評価基準及び点数は、工事案件毎に適宜設定すること。
- d) 配点は 20 点を標準とする。
- e) 「対象」は発注者が記載する。
- f) 技術的所見は、発注者が示す仕様を超えた品質向上対策を求めるものではない。
- g) 他機関又は他工事と調整が必要となる提案は、原則評価しない。
- h) 一般的・標準的な内容は評価しない。(土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準等に準ずるもの)
- i) 法律・規則等が守られていないものは不適切とし、入札参加資格無しとする。

不可とする例

- 発注者側が課題に示した条件が考慮されていない
- 品質管理基準に整合していない（劣っている）場合

- j) 写真等により履行確認が出来るものを評価する。
- k) 提案の記載は最大 5 項目とし、6 項目以降は評価しない。
- l) 1 つの項目の字数は限定せず、5 項目全体で 600 字以内とし、具体的な技術的所見を定量的に記載すること。(5 項目全体で 600 字を超える部分については評価しない)
- m) 提案内に項目番号、タイトル等が記載されている場合、項目番号、タイトル等は字数及び評価の対象としない。(以下評価例の「1. ○○○について」等)
- n) 1 つの項目に複数の提案がある場合、その項目は評価しない。
- o) 項目において、目的、効果、具体的な方法や手段、対象、場所、数量、範囲、頻度、基準値等を明確に記載すること。
- p) 目的物の寸法、規格、仕様等、契約図書を変更する内容の提案は評価しない。
- q) 現場条件等により設計変更の対象とすることを特記仕様書に明示している内容の提案は評価しない。
- r) 別記様式 4-4 を含めて、A4、2 枚以内（文字は 10.5 ポイント以上）とする。3 枚目以降は評価しない。
- s) 評価例

1. ○○○について ×××のため、△△△を行う。	←	評価の対象とする。
2. ○○○について ※※※のため、□□□剤を使用し、△△△型枠を採用する。	←	複数提案（2 提案）のため評価しない。
.....		
5. ○○○について □□□のため、××により ... (以降 600 字超過)...△△△を採用する。	←	5 項目全体で 600 字を超える部分は評価しない。
6. ○○○について ・※※※のため、▽▽▽を行う。	←	提案超過（6 項目）のため評価しない。

2) 申請書等作成時の留意事項

- a) 申請者の責任において対応可能な事項について記載すること。
- b) 説明の補足として図面等を添付しても良い。(ただし A4、1 枚以内)
- c) 提案の内容は具体的・定量的となっていること。

2. 総合評価の方法

2.1 加算点及び技術評価点の算出

2.1.1 簡易型における技術評価点の算出

(1) 加算点は、下式により算出する。

$$\diamondsuit \text{加算点} = \frac{\text{評価点 (簡易 100 点)} \times \text{各社の得点}}{\text{設定総得点 (満点)}}$$

※ 加算点の小数点以下の端数処理

小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位とする。

- a) 各社の得点は、提出された申請書等の技術資料により、各社の基礎技術力を数値化した値（点数は、工事内容（評価項目）により決まる）

(2) 技術評価点は、入札参加を認められた者に与えられる基礎点（100 点）に、加算点を加えたものである。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点 (100 点)} + \text{加算点}$$

2.2 評価値の算出（落札者の決定）

技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格（ただし、低入札調査基準価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で失格基準以上の価格）の範囲内で、この値が最も高い者が落札者となる。

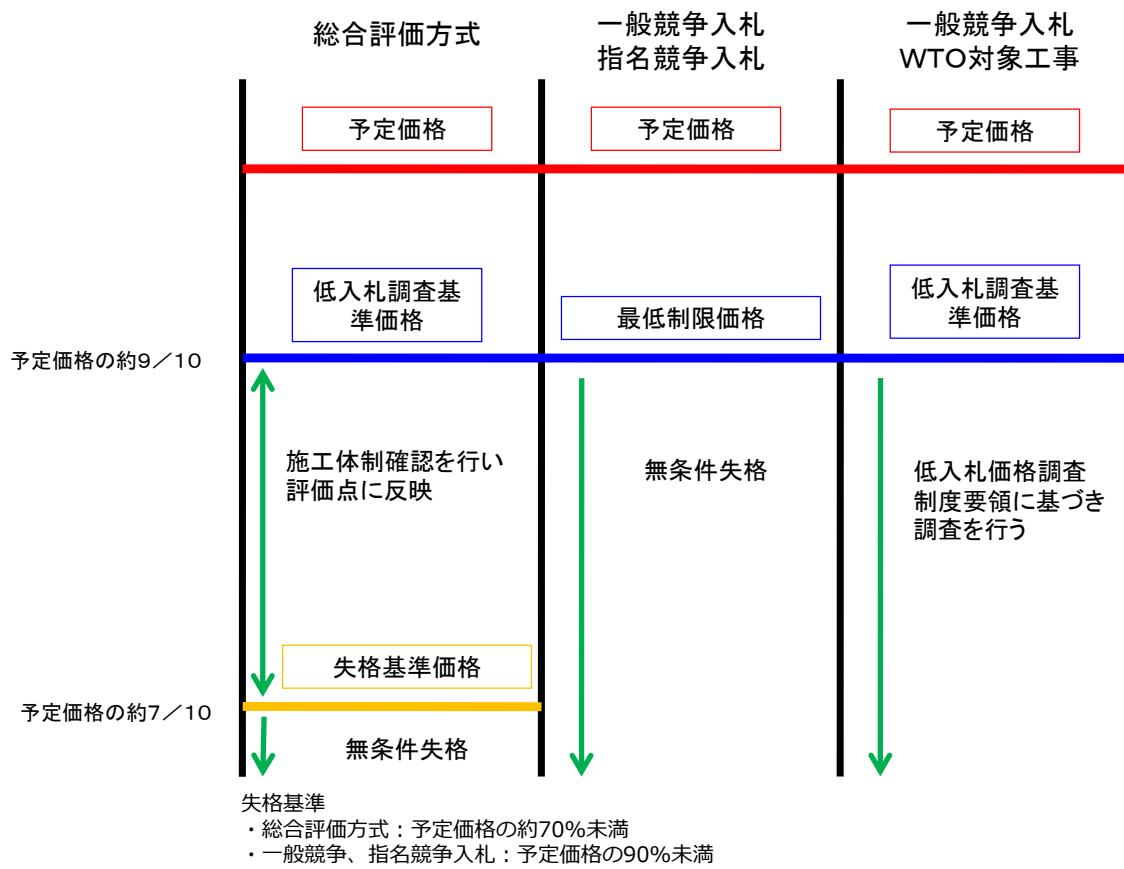
評価値の算出方法は除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点 (100 点) + 加算}}{\text{入札価格}} \times R_e$$

R_e : 調整数（計算結果を比較し易くするため）（例：100,000,000）

※ 評価値の小数点以下の端数処理

小数点第 5 位を四捨五入して小数点第 4 位とする。]



3. 総合評価落札方式の評価内容の担保（ペナルティー）

3.1 履行の担保

評価基準の不履行があった場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、工事成績評定の減点対象とする。

- ・ 落札者決定に反映させた技術資料等の記載内容及び技術提案(VE)について、不履行と認められた場合、ペナルティーを課す。
- ・ ペナルティーは、工事成績（法令遵守）を減点することとする。

工事成績評定の減点は、当面次のとおりとする。

(1) 企業の能力等に関すること

総合評価において加点された点数を工事成績評定より減ずる。

履行の確認については、各項目における留意事項により行うものとする。

不履行の場合	
評価細目	簡易型
登録基幹技能者等の活用	－ 1 点
町内企業の下請活用	－ 1 0 点

(2) 施工計画(工程管理)に関すること《簡易型》

- a) 簡易型の施工計画(工程管理)については、工事成績評定減点の対象としない。
- b) 簡易型の施工計画(工程管理)の考え方及び施工現場での対応については、以下のとおりとする。
 - ・ 企業が適切で確実な施工能力を評価するもので、入札参加の可否を決定するものであること。
 - ・ 工程管理に関する技術的所見については、総合評価における技術評価点の対象としていないため、工事成績評定の減点の対象としないこと。
 - ・ 施工現場での確認については、通常の「施工計画書」と同等の扱いとする。
 - ・ 自主施工の原則に基づき、工事契約後の施工方法等の選択は受注者の責任において行われるものであること。
 - ・ 工程管理における技術的所見についても、「施工方法等」に含まれるものであり、これらは「施工計画書」として提出されるものであること。

(3) 施工計画に関すること《簡易型》

評価細目	不履行の場合
工程管理に係わる技術的所見	
施工上の課題に対する技術的所見	1 項目 × – 3 点
施工上配慮すべき事項	(但し、一つの評価細目は最大 – 1 5 点)
材料の品質管理に係わる技術的所見	

3.2 留意事項

- (1) 受注者は、技術資料等(施工計画又は技術提案)の写しを主任監督員に提出するものとし、主任監督員はその技術資料等の履行について十分確認をとるものとする。
- (2) 受注者との施工計画の打ち合せ時に、技術資料等の記載内容及び履行確認方法並びにペナルティー要件について十分調整・確認し、合意を図るものとする。
- (3) 施工条件の変更、災害等、受注者の責に帰さない事由により、施工計画に影響が及ぼされる場合は、受発注者間で協議し定めるものとする。

4. 施工体制確認型総合評価方式

施工体制要領により実施するものとする。

4.1 施工体制確認型総合評価方式とは

適切な施工体制を確保するため、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価方式を施工体制確認型総合評価方式（以下、「施工体制確認型」という。）という。

(1) 概要

施工体制確認型における技術評価点は、総合評価方式による基礎点及び加算点に、施工体制評価点を加えて評価を行うこととする。

施工体制確認型総合評価方式		
総合評価方式		
最低限の要求要件を満たした場合に与える 【基礎点】	要求以上の価値に与える 【加算点】（満点）	適切な施工体制に対して与える 【施工体制評価点】（満点）
100 点	100 点（簡易型）	30 点

(2) 審査及びヒアリングの実施について

施工体制評価項目の審査は原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者うち、低入札調査要領により設定した低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者について、開札後速やかにヒアリングを実施する。

4.2 評価内容について

入札書、ヒアリング、追加資料及び工事費内訳書等をもとに、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の現実確実性の向上につながるかの審査を行う。入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

評価項目毎に 3 段階で評価する。（優 15 点／可 5 点／不可 0 点）

(1) 施工体制評価項目、評価基準及び配点

施工体制評価項目、評価基準及び配点は以下のとおりとする。

1) 「品質確保の実効性」について

評 価 基 準	配点	備考
工事の品質確保のための適切な体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 点	優
工事の品質確保のための適切な体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 点	可
上記以外	0 点	不可

2) 「施工体制確保の確実性」について

評価基準	配点	備考
工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15 点	優
工事の品質確保のための体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5 点	可
上記以外	0 点	不可

(2) 技術提案（施工計画）の実施に係る確実性の評価（基礎点及び加算点の見直し）

施工体制が十分確保されないということは、企業の信頼度が低下していることから、企業の基礎技術力等（加算点）についても施工体制評価点の獲得割合に応じて減点することとする。

なお、施工体制評価点が 0 点の場合は、基礎点も 0 点とする。

4.3 審査の実施内容

(1) 審査方法及び追加資料について

開札後、入札価格により、以下のとおりとする。

入札価格による区分	審査方法	追加資料
低入札調査基準価格以上の者	ヒアリングを実施しない	追加資料を求めない
低入札調査基準価格未満で失格基準価格以上の者(以下「低価格入札者」という。)	ヒアリングを厳格に実施する	追加資料と添付資料(見積書等)の提出を求める

4.4 提出を求める追加資料について

(1) 追加資料について

低価格入札者が提出すべき追加資料は、以下のとおり。

追加資料の作成にあたっては、作成要領を参照すること。

様式 1	当該価格で入札した理由
様式 2-1、2-2	コスト縮減額算定調書（コスト縮減が可能となる技術提案者は提出）
様式 2-3	一般管理費等の内訳書
様式 3	VE 提案等によるコスト縮減額調書
様式 4	下請予定業者等一覧表
様式 5	配置予定技術者名簿
様式 6-1、6-2	手持ち工事の状況
様式 7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 8-1	手持ち資材の状況
様式 8-2	資材購入予定先一覧
様式 9-1	手持ち機械の状況
様式 9-2	機械リース元一覧
様式 10-1	労務者の確保計画
様式 10-2	工種別労務者配置計画
様式 11	建設副産物の搬出地
様式 12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式 13-1、13-2、13-3	品質確保体制（品質管理のための人員体制、品質管理計画書、出来型管理計画書）

様式 14-1、14-2、14-3、14-4 安全衛生管理体制（安全衛生教育等、点検計画）

様式 15 誓約書 **様式 16** 施工体制台帳

様式 17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

※各様式に関する添付資料

(2) 提出依頼及び期限

- 発注者は、開札日の 17:00 までに追加資料の提出を依頼する。
- 追加資料の提出期限は、当該依頼を行った日の翌日から起算して 2 日以内（土日、祝日等を除く。）の日の発注者が指定する時間までとする。

(3) 追加資料の提出に関する注意事項

- 一度提出した追加資料の修正、差し替え、追加、再提出は認めない。また、提出期限を過ぎた追加資料は受け付けないものとする。
- 追加資料に虚偽の記載があった場合、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 提出された追加資料は、返却しない。

4.5 評価について

入札価格により、以下とおり評価を行う。

1) 低入札調査基準価格以上の者

- 無条件で「優」とする。（30 点）

2) 低価格入札者

- 契約内容に適合した履行がされることとなるおそれがあることから、審査を厳格に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点する。

4.6 その他

- ヒアリングの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 2 名とする。
- 追加資料の提出がない場合、ヒアリングに応じない場合又は配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、天災、事故、病気等、特別な場合を除く。）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

4.7 見直し加算点の算出及び基礎点の見直し

(1) 見直し加算点

施工体制評価点の獲得割合により、見直し加算点を算出する。

$$\diamond \text{見直し加算点} = \text{加算点} \times \frac{\text{各社の施工体制評価点}}{\text{施工体制評価点の満点 (30 点)}}$$

※ 見直し加算点の小数点以下の端数処理

小数点第 2 位を四捨五入して、小数点第 1 位とする。

a) 加算点

「2.1 加算点及び技術評価点の算出」で算出した加算点。

b) 施工体制評価点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合の、その確実性の高さに応じて付与される点数。(最高 30 点)

(2) 技術評価点の算出

技術評価点は、基礎点(100 点)に見直し加算点、施工体制評価点を加えたものである。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点(100 点)} + \text{見直し加算点} + \text{施工体制評価点}$$

- a) 基礎点は、入札参加資格を得た者に与える点数。(100 点)
- b) ただし、施工体制評価点が 0 点の場合、基礎点を見直し、基礎点を 0 点とする。

4.8 評価値の算出（落札者の決定）

評価値は技術評価点を入札価格で除した値で、入札価格が予定価格の範囲内でこの値が最も高い者が落札予定者となる。

施工体制確認型の評価値の算出方法は以下のとおり。

評価値の算出式

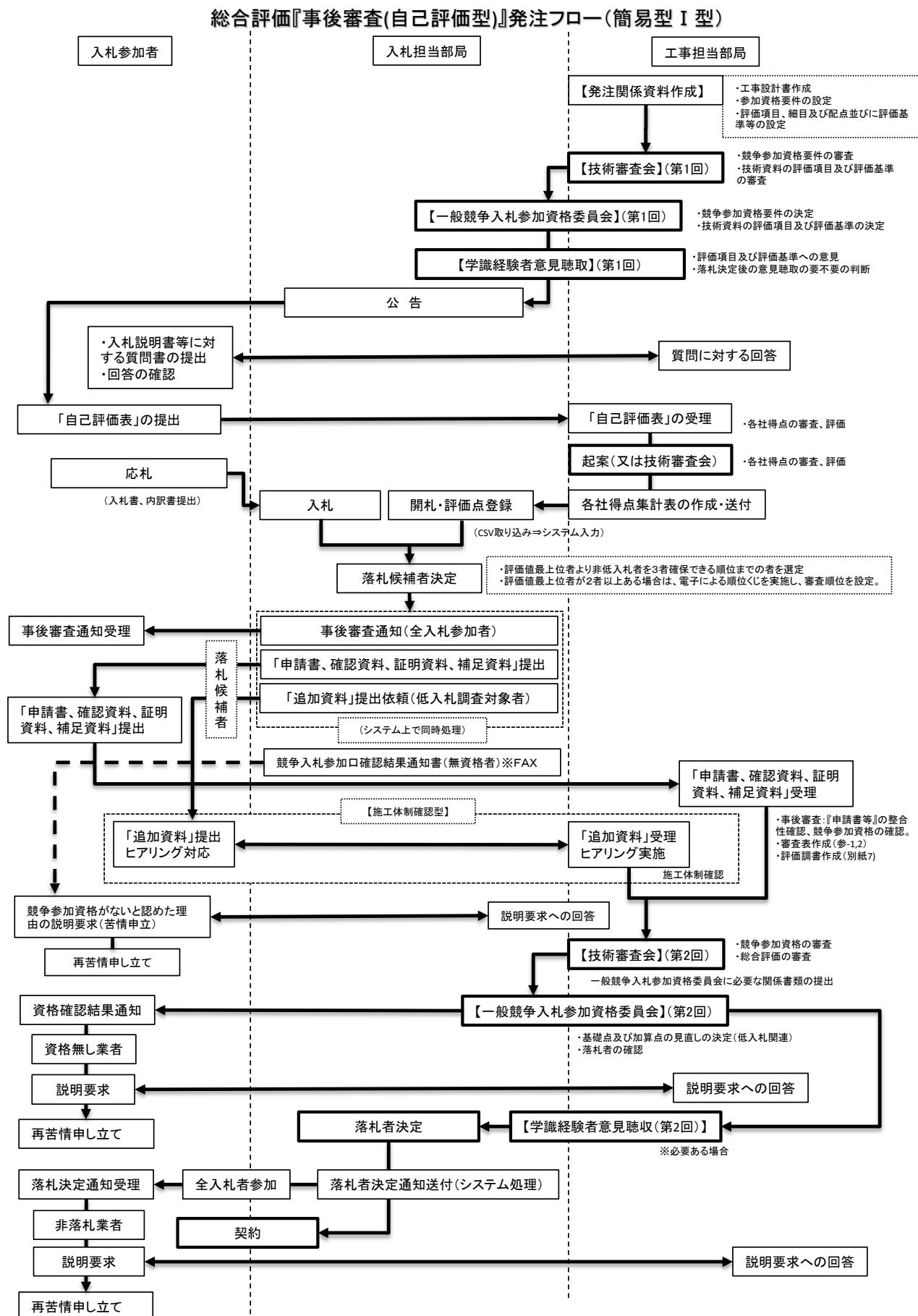
$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{見直し加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}} \times R_e$$

R_e : 調整数 (計算結果を比較し易くするため) (例 : 10,000,000)

※ 評価値の小数点以下の端数処理小数点第 5 位を四捨五入して小数点第 4 位とする。

5. 総合評価方式（事後審査）の流れ（参考）

別添「総合評価「事後審査」発注フロー」を参照。（施工体制確認型、自己評価型）



6. 審査結果等のとりまとめ

総合評価方式の審査については、試行要領により実施するものとする。

(1) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第1回）

試行要領により、入札参加資格要件及び、技術資料の評価項目評価基準の審査を行う。
(入札参加資格要件及び、技術資料の評価項目及び評価基準の決定)

(2) 学識経験者意見聴取（第1回）

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び試行要領により、学識経験者への意見聴取を実施する。

(評価項目及び評価基準への意見及び、落札決定後の意見聴取の要不要の判断)

(3) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第2回）

試行要領により評価結果の審議を行う。

入札参加資格がないものについては、無資格者となる理由等の確認を行い、所管課へ報告する。

(4) 資格審査委員会（指名審査委員会）（第3回）

試行要領により審査を行う。

(基礎点、及び加算点の見直しの決定（低入札関連）。入札参加資格の有無及び技術資料の評価確認、落札者の確認)

入札参加資格がないと認められる者の確認及び当該無資格者への理由説明の確認を行う。

(5) 学識経験者意見聴取（必要に応じて）

必要に応じて実施するものとする。

7. 審査結果の公表について

審査結果は別紙により公表する。